

後期の教育端末室の利用について（方針）

教育端末室での講義が必要な場合、以下の条件で利用を可能とする。

（講義担当者）

講義による利用であること。（実験・実習を含む）

大学が定めている感染予防策（体温測定など）が守られていること。

各研究科で対面授業の申請がされ、研究科長の承認が得られていること。

教員は、端末室を利用する学生を把握していること。（追跡調査が可能であること）

座席は、隣と1つあけて着席させること。対面では座らせないこと。

別紙（教育端末室利用確認書）の提出がされていること。

（学生）

講義による利用であること。

教室を利用する際 手指アルコール消毒を行うこと。

マスクは必ず着用し、おしゃべりは慎むこと。

講義終了後は、速やかに退出すること。

（施設提供側）

ドアは常時開放し換気扇を回したままにし、適宜 窓を開ける。

収容人数： 第1 60名 → 30名
第2 40名 → 20名
第3 20名 → 10名
第4 140名 → 70名

教育端末室利用に係る確認書

講義担当教員 氏名 _____

下記の事項については、すべて該当することを確認しました。

- 大学が定めている感染予防策について、講義を受講する学生に周知徹底している。
- 講義による利用である。
- 受講学生を把握している。